



△道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟く
も道路行政に當る人々の
知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

法

令

○國道路線變更ノ件

内務省告示第四百十號

國道二號路線中其ノ一部ヲ變更シ大正九年四月内務省告示
第二十八號二號路線經過地ノ表示中「下關市」ノ次に「西
細江町經由」ヲ加フ

昭和三年六月四日

内務大臣 野月圭介

法 令

通 牒

○軌道敷地ノ範圍ニ關スル件通牒

(昭和三年六月五日來第
五十五號土木局長回答)

三月七日發復整第一五五號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件右
ハ表示セラレタル土地ハ軌道用地ナリト雖軌道法第九條ニ
所謂軌道敷地ハ別紙土工定規圖ノ示ス範圍ト御了知相成度

○復興局整理部長伺 (昭和三年三月七日
發復整第一五五號)

別紙圖面ニ示セル京濱電氣鐵道株式會社軌道用地ノ全部ハ軌道法
第九條ニ謂フ軌道敷地ト認メ可然モノト思考候得共實見如何ニ候
哉折返シ御回答相煩度

追テ若シ別ニ御意見有之候ハ、其ノ軌道敷ノ範圍ヲ別紙圖面ニ
御明示ノ上御回付相煩度

質 疑 應 答

問 道路管理者は道路警戒表の建設を乗合自動車業者に命
令するこゝを得るや(津川生)

答 乗合自動車の經營に就ては自動車取締令の規定する所に依り地方長官の免許を受くることを要し、地方長官之を免許するに方つては公益上必要な事項を命令し得べきことは同令第二十六條第四號の規定あることに依つて疑を容れない。従つて地方長官は質問の如き事項を命令することが出来るも道路管理者には其の權限が無い。或は質問のことは道路法第四十九條の規定する道路の使用に關することに屬するを以て道路管理者が特別に命令を發し得るが如く解する者もあるが、同條に規定する命令は法規命令を指し處分命令を言ふのでは無い。殊に其の命令として道路取締令が制定され該令に於ても質問の事項を命令することを許してゐない。従つて道路管理者は警戒標の建設を命令することは出来ない。併しながら行政の實際に於ては地方長官が乗合自動車營業を免許する場合には、自動車を運轉する道路の管理者に對し意見を徴することゝ爲つてゐるから、其の場合に於て質問の如き事項を命令すべき意見を提出して實際の要求を充つことが出来る。

(田中幹事)

問 道路法第三十九條に依り受益者に負擔金を賦課する場合に於て受益の限度の計算を受益者に明示するの義務なきや(今治市)(KK生)

答 道路工事に依る受益の計算は實際困難な問題であるが、道路

管理者は一定の標準の下に受益を算定し之を賦課するのであつて其の計算の基礎は明確な筈である。併しながら其の計算を受益者に通知するか否かは道路管理者が定むる徴收手續に定むべきものであつて、道路法は必ずしも明示することを規定してゐない従つて夫れは道路管理者の任意に定むべきことである。普通は道路管理者に於て徴收手續を規定し夫れを告示して賦課してゐる

(田中幹事)

問 現行都市受益者負擔規定に於ては受益限度の計算方法を定めざるは違法にあらざるや(今治市)(KK生)

答 都市計畫法第六條に於ては主務大臣は都市計畫事業に因り著しく利益を受けた者に對し都市計畫事業の執行に要した費用の全部又は一部を負擔せしむることを定め、同法施行令第九條は負擔せしむべき場合を規定し、其の細則は内務大臣が各都市に府省令を以て定めてゐるが、是も前段に説明したやうに法は受益の限度を定むることを要件としない。唯だ負擔の限度を定めたに過ぎない。問者は受益の限度の計算を云々するが是等の賦課規程で定められた方法に依つて算出されたものは勿論受益の限度内なることを前提としてゐるのであつて、受益の限度を一般的に定めた上更に賦課規定に定められたやうな方法に依つて負擔金を算出する方法を採るの必要がないのである。

(田中幹事)